

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室） 御中

← 厚生労働省 老健局 介護保険計画課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「介護保険特別会計の款項目節区分
について」の一部改正について

計6枚（本紙を除く）

Vol.255

平成24年1月5日

厚生労働省老健局介護保険計画課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線2164、2260)
FAX：03-3503-2167

事 務 連 絡
平成24年1月5日

各都道府県介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

「介護保険特別会計の款項目節区分について」の一部改正について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）」において新たに創設された介護予防・日常生活支援総合事業が平成24年4月1日から実施されることに伴い、「介護保険特別会計の款項目節区分について」（平成11年10月5日付け事務連絡）の一部を別添のとおり改正しましたので、送付いたします。各市区町村における特別会計予算編成等の参考に供されますよう、ご配慮のほどよろしく申し上げます。

(別添)

「介護保険特別会計の款項目節区分について」(平成 11 年 10 月 5 日付け事務連絡)
(抄)

(傍線部分は改正部分)

6. 款項目節の区分

以下に項目節の区分の例を示すので、予算編成の参考にされたい。

保険事業勘定 歳入

款	項	目	節	適用
1～3 (略)				
4 国庫支出金	1 (略)			
	2 国庫補助金			
	<u>(介護予防・日常生活支援総合事業を実施しない場合)</u>	1 調整交付金	現年度分調整交付金 過年度分調整交付金	(略)
		2 地域支援事業交付金(介護予防事業)	現年度分 過年度分	
		3 地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)	現年度分 過年度分	
		4 何費補助金	何費補助金	(略)
	<u>(介護予防・日常生活支援総合事業を実施する場合)</u>	<u>1 調整交付金</u>	<u>現年度分調整交付金</u> <u>過年度分調整交付金</u>	<u>市町村に交付される交付金</u>
		<u>2 地域支援事業交付金(介護予防・日常</u>	<u>現年度分</u> <u>過年度分</u>	

		<u>生活支援総合事業)</u>		
		3 <u>地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)</u>	<u>現年度分</u> <u>過年度分</u>	
		4 <u>何費補助金</u>	<u>何費補助金</u>	<u>§ 127に基づく補助金</u>
5 (略)				
6 都道府県支出金	1～2 (略)			
	3 都道府県補助金	1 地域支援事業交付金(介護予防事業)	<u>現年度分</u> <u>過年度分</u>	
	<u>(介護予防・日常生活支援総合事業を実施しない場合)</u>	2 地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)	<u>現年度分</u> <u>過年度分</u>	
		3 何費補助金	<u>何費補助金</u>	(略)
	<u>(介護予防・日常生活支援総合事業を実施する場合)</u>	1 <u>地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)</u>	<u>現年度分</u> <u>過年度分</u>	
		2 <u>地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)</u>	<u>現年度分</u> <u>過年度分</u>	
		3 <u>何費補助金</u>	<u>何費補助金</u>	<u>§ 128に基づく補助金</u>
7～9 (略)				

10 繰入金

1 一般会計繰入金

(介護予防・日常生活支援総合事業を実施しない場合)

1 介護給付費繰入金

現年度分
過年度分

(略)

2 地域支援事業繰入金(介護予防事業)

現年度分
過年度分

3 地域支援事業繰入金(包括的支援事業・任意事業)

現年度分
過年度分

4 その他一般会計繰入金

職員給与費等繰入金
事務費繰入金

(略)

(略)

(介護予防・日常生活支援・総合事業を実施する場合)

1 介護給付費繰入金

現年度分
過年度分

介護及び予防給付に要す費用の
12.5/100

2 地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業)

現年度分
過年度分

3 地域支援事業繰入金(包括的支援事業・任意事業)

現年度分
過年度分

4 その他一般会計繰入金

職員給与費等繰入金
事務費繰入金

職員給与等の一般会計からの繰入金
要介護及び要支援認定に係る費用のうち一般会計からの繰入金

11～13(略)	2～4(略)			
----------	--------	--	--	--

保険事業勘定 歳出

款	項	目	節	適用
1～4(略)				
5 地域支援事業費 (<u>介護予防・日常生活支援総合事業を実施しない場合</u>)	1 介護予防事業費	1 <u>二次予防事業費</u>	何々	
		2 <u>一次予防事業費</u>	何々	
		3 何々	何々	
	2 包括的支援事業・任意事業費	1 介護予防ケアマネジメント事業費	何々	
		2 総合相談事業費	何々	
		3 権利擁護事業費	何々	
		4 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費	何々	
		5 任意事業費	何々	
(<u>介護予防・日常生活支援総合事業を実施する場合</u>)	1 <u>介護予防・日常生活支援総合事業費</u>	1 <u>要支援者向け予防サービス、生活支援サービス及びケアマネジメント等事業費</u>	何々	
		2 <u>二次予防事業費</u>	何々	<u>二次予防事業対</u>

<p>6～10 (略)</p>	<p><u>2 包括的支援事業・任意事業費</u></p> <p><u>3 その他諸費</u></p>	<p><u>業対象者向け予防サービス、生活支援サービス及びケアマネジメント等事業費</u></p> <p><u>3 一次予防事業費</u></p> <p><u>4 何々</u></p> <p><u>1 総合相談事業費</u></p> <p><u>2 権利擁護事業費</u></p> <p><u>3 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費</u></p> <p><u>4 任意事業費</u></p> <p><u>1 審査支払手数料</u></p>	<p>何々</p> <p>何々</p> <p>何々</p> <p>何々</p> <p>何々</p> <p>役務費</p>	<p><u>象者向け介護予防ケアマネジメント事業費の計上</u></p> <p><u>介護予防・日常生活支援総合事業の実施に必要な費用の支払決定に係る審査及び支払の事務を委託する場合</u></p>
-----------------	---	---	--	---